

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定
保険薬剤師の登録
保険医等の登録

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 正 誤

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百八十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊王野医院	東伯郡泊村園六七三	昭和四十九年十一月一日
日本海薬品(株) スエヒロ薬局	鳥取市末広温泉町三六二	十一月十三日
こやま薬局	湖山町一七四五一	十一月一日
北室内科	西町一丁目二〇二 朝日新聞亀井堂ビル内	"
赤山薬局境港店	境港市上道町一八五五	"

鳥取県告示第九百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木下満枝	鳥葉第二九四号	昭和四十九年十月二十三日
福市須美子	鳥葉第二九五号	十月十八日

鳥取県告示第九百九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
足立則文	鳥葉第二九六号	昭和四十九年十月二十四日
岸清志	鳥医第一、九一七号	十月三十日

鳥取県告示第九百九十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和四十九年十月二十八日	北室内科	鳥取市西町二丁目二〇二

鳥取県告示第千号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和四十九年十一月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千一号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（公文地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年七月十七日 鳥取県指令受都計第三百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字下外浜及び字鐘鑄場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五一番地

有限会社 湖東商事

代表取締役 森本保雄

鳥取県告示第千三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年四月十一日 鳥取県指令受都計第八十一号

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷（第二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社 不動産業

代表取締役 田中宣二

正 誤

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百八十一号（保安林の予定森林について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 四 一二九六の一 一二九六の一（次の図に示す部分に限る。）

五 上 七 終わりから七 「次のとおり」 「次の図」及び「次のとおり」